

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称及び代表者名	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和8年1月28日	山陽バス株式会社(法人番号 4140001023544)代表者 川久保 文 照	兵庫県神戸市垂水区清水 が丘2丁目10番22号	垂水営業所	兵庫県神戸市垂水区清水が丘2丁目10 番22号	輸送施設の使用停止(10日 車)	道路運送法第27条第3項	令和7年9月26日、事故を引き起こしたことを端緒 として監査を実施。2件の違反が認められた。(1) 「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転 者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年 国土交通省告示第1676号。以下「運転者に対する 指導監督告示」)による運転者に対する指導監督 義務違反【一部不適切】(旅客自動車運送事業運 送規則(以下「運輸規則」)第38条第1項)、(2)運転 者に対する指導監督告示による運転者に対する 特別な指導及び適性診断受診義務違反【受診な し1名】(運輸規則第38条第2項)	1	1
令和8年1月29日	京都バス株式会社(法人番号 8130001002355)代表取締役 吉本 直樹	京都府京都市右京区嵯峨 明星町1番地1号	嵐山営業所	京都府京都市右京区嵯峨明星町1番地 1号	文書勧告	道路運送法第27条第3項	令和8年1月7日、事業者からの報告に基づき調査 を実施。1件の違反が認められた。(1)早発の禁止 違反(旅客自動車運送事業運輸規則第12条)	0	0